

お住まいに関するお役立ちコラム

空き家を 相続して更地で売っても

『特例』対象になるってご存知でしたか??



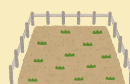
被相続人

相続発生



相続人

家を解体&
更地で売却



まずはチェック!

通常は、家や土地を売却した際、売却した『譲渡所得』に対して税金がかかります。

(※譲渡所得2,000万円の場合、400万円強の税金がかかることも!!)

- ✓ 相続が始まる直前に被相続人が住んでいた。
- ✓ 昭和56年5月31日より前に建てられた家である。
- ✓ 区分所有マンションではない。
- ✓ 相続開始から3年を経過した年の12月31日までに売却。

相続開始

R4.4.1

R5.4.1

R6.4.1

R7.4.1

R7.12.31

R8.4.1

売却

相続開始

R7.4.1

R8.4.1

R9.4.1

R9.12.31

R10.4.1

売却

現状R9.12.31までの
特例です。
お気を付けください!

- ✓ その他(詳しくはお問い合わせください)

上記の「要件」を満たせば『3,000万円控除』が適用されるかも!?

→ 気になる方はお気軽にご相談ください。



スミタス安城店ってご存知ですか?

- ・スミタス安城店ってどこにあるの??
- ・どんなスタッフがいるのかな。
- ・「スミタス」ってどんな評判?
- ・車でいきたいんだけど...駐車場ってあるの?

是非「スミタス安城店」で検索してみてください!
右のQRコードからも検索できます。
お客様のご相談・ご来店をスタッフ
一同心よりお待ちしております。



★★★★★
クチコミも
チェック



スミタス安城店

匿名ですぐに売却シミュレーション

無料 スマホで・簡単

10秒査定



SUMITAS
公式アカウント



公式アカウント

お友達登録はこちら



店長: 鴨のつぶやき

4月は様々なスタートの年!
緊張感いっぱい新社会人の方々も、
スタートされます。
私はベテラン組ですが、おごること
なく、謙虚に学ぶ姿勢を忘れない
ようにします。



SUMITAS

SUMITAS 安城店



フリー
ダイヤル

0800-200-9788

愛知県知事(7)第17688号
株式会社ナイスコーポレーション
〒446-0059 安城市三河安城本町2丁目4番地8
【営業時間】10:00~18:00【定休日】水曜日、第2第4火曜日、祝日